

平成 27 年 12 月 8 日

狛江市長

高橋 都彦 様

狛江市総合戦略推進委員会委員長

内田 和夫

狛江市人口ビジョン及び狛江市総合戦略について（答申）

平成 27 年 8 月 4 日付け狛企政発第 100411 号で諮問のありました下記の事項について、本委員会において慎重に審議を重ね、結論を得ましたので、別冊のとおり答申します。

記

答申事項：（１） 狛江市人口ビジョンに関する事項

（２） 狛江市総合戦略に関する事項

答申内容：狛江市人口ビジョン（別冊）

狛江市総合戦略（別冊）

狛江市総合戦略推進委員会開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成27年8月4日	■人口ビジョン・総合戦略に係る基本的な考え方について
第2回	平成27年9月11日	■まち・ひと・しごと創生法の基本規定について ■基礎データによる狛江市の実情把握について
第3回	平成27年10月9日	■狛江市の魅力に係るアンケートについて ■総合戦略の骨子について
第4回	平成27年11月6日	■総合戦略の基本的な考え方と骨子について
第5回	平成27年11月27日	■人口ビジョン及び総合戦略について

狛江市総合戦略推進委員会委員名簿

	役職	選出区分	所属	氏名	
1	委員長	有識	嘉悦大学ビジネス創造学部教授	内田 和夫	
3	副委員長		昭和女子大学人間社会学部 福祉社会学科専任講師	南野 奈津子	
2	委員		神奈川大学経営学部教授	青木 宗明	
4			農業関係者	富永 和身	
5			商業関係者	渡邊 敏政	
6			みずほ銀行狛江支店公金課長	木下 和也	
7			公募市民		小町 武夫
8					飯田 伊佐夫
9					高田 礼子
10				行政	狛江市企画財政部長

関係例規

狛江市総合戦略推進委員会の設置及び運営に関する条例

平成 27 年 5 月 21 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として狛江市総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 狛江市総合戦略の策定に関すること。
- (2) 狛江市総合戦略の進捗管理に関すること。
- (3) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金実施計画で設定した指標の検証に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、市長が委嘱又は任命する委員 10 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。